

# 健康福祉局職員安全衛生管理要綱

平成18年10月3日  
18川健庶第1466号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令及び川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号。以下「規則」という。）に基づき、職場における健康福祉局職員（以下「職員」という。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。

## (局長の責務)

第2条 健康福祉局長（以下「局長」という。）は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の公務上の災害及び健康障害を防止し、安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

## (所属長の責務)

第3条 所属長（わーくす所長を含む。第10条及び第12条において同じ。）は、市長及び局長が実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の実現のための措置について、当該所属に応じた方策を講ずることにより、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

## (職員の責務)

第4条 職員は、市長及び局長が実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の実現のための措置に協力するとともに、公務上の災害の防止及び自らの健康の保持増進に努めなければならない。

## (衛生管理者)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき、健康福祉局（以下「局」という。）に衛生管理者を置き、局に勤務する職員のうちから選任する。

2 衛生管理者は、規則第6条第2項に定めるところにより、その業務を行わなければならない。

3 局長は、衛生管理者に対し、その業務を行うために必要な権限を与えなければならない。

## (衛生推進者)

第6条 規則第7条第1項の規定に基づき、別表の左欄に掲げる事業場に衛生推進者を置き、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

2 衛生推進者は、規則第7条第3項に定めるところにより、その業務を行わなければならない。

らない。

(衛生担当員)

第7条 前条に規定する衛生推進者の職務を補佐するため、局長が必要と認める事業場に衛生担当員を置き、当該事業場に勤務する職員のうちから指名する。

2 前項に定めるもののほか、衛生担当員について必要な事項は、別に定める。

(産業医)

第8条 規則第8条第1項の規定に基づき、局に産業医を置き、同条第3項に定めるところにより、その業務を行う。

2 局長は、産業医に対し、その業務を行うために必要な権限を与えなければならない。

(衛生委員会)

第9条 規則第9条第3項の規定に基づき、局に衛生委員会を設置する。

2 衛生委員会は、規則第11条各号に掲げる事項を調査審議し、局長に意見を述べるものとする。

3 前項に定めるもののほか、局に設置する衛生委員会については、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 局における長時間勤務者の健康障害防止対策の実施に関すること。

(2) 局における喫煙対策の実施に関すること。

(3) 局におけるメンタルヘルス対策の実施に関すること。

4 衛生委員会は、開催の都度、その議事録を作成し、職員に周知するとともに、これを3年間保存するものとする。

5 規則第10条及び第13条並びに前4項に定めるもののほか、衛生委員会の組織及び運営について必要な事項は、衛生委員会が別に定める。

(健康診断)

第10条 局長は、特定業務に従事する職員に対し、特別健康診断を実施するとともに、当該健康診断並びに市長が実施する雇入時健康診断及び定期健康診断を職員に受けさせなければならない。

2 所属長は、市長及び局長が実施する健康診断について、対象者全員が受診するよう期日の指定その他必要な配慮をしなければならない。

3 職員は、市長及び局長が実施する健康診断について、規則第17条に定めるところにより受診しなければならない。

4 健康診断の結果に基づく措置等については、規則第18条から第24条までに定めるところによるものとし、当該措置等を受けた職員は、医師等の指示に従い、健康の回復に努めなければならない。

(長時間勤務者の報告等)

第11条 所属長は、時間外勤務が1月当たり45時間を超える職員がいるときは、長時

間勤務者報告書（別記様式）により所定の期日までに局長に報告しなければならない。

- 2 規則第25条に規定する面接指導の対象となる職員については、前項の規定による報告のほか、別に定める帳票を併せて提出しなければならない。
- 3 局長は、第1項の規定による報告を受けたときは、産業医による健康相談の実施その他適切な措置を講ずるとともに、疲労の蓄積が認められる職員に対し、規則第25条の規定に準じた面接指導等を行うものとする。

（健康の保持増進等のための措置）

- 第12条 局長及び所属長は、規則第26条の規定に基づき、職員の健康の保持増進を図るために必要な措置について、継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。
- 2 局長及び所属長は、規則第30条の規定に基づき、快適な職場環境を形成するために必要な措置について、継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

（委任）

- 第13条 関係法令及び規則並びにこの要綱に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 別表（第6条関係）

事業場	衛生推進者
衛生研究所	所長
動物愛護センター	所長
精神保健福祉センター	所長
障害者更生相談所	所長
障害者支援施設めいぼう	所長
盲人図書館	館長
社会参加支援センター	所長
生活訓練支援センター	所長
市立看護短期大学	学長